

中心市街地活性化基本計画主要事業 あるかぼーと(東側地区)開発事業

現在69事業が、下関市中心市街地活性化基本計画に掲載されています。

あるかぼーと(東側地区)開発事業

あるかぼーと東側地区にコミュニティメント施設などを建設し、まちの賑わいを創出し、中心市街地の活性化を推進するものです。1月17日には建設工事の着工に伴う安全祈願祭が執り行われ、平成25年秋のオープンに向け工事が着々と進んでいます。

※23階に完成イメージを掲載
園商工振興課(☎231-1220)

3月の献血

- 13日(水) 午前10時～正午、午後1時～4時/下関市役所
 - 27日(水) 午前9時30分～11時30分/豊浦総合支所
 - 27日(水) 午後1時30分～4時/安岡病院
 - 28日(木) 午前10時～午後0時30分、午後1時30分～4時/豊北保健福祉センター
- ※全会場400ミリ献血限定
園生活衛生課(☎231-1540)

下水道を4月から新たに利用できる区域

●4月から下水道を新たに利用できる区域(各町・各自治会の一部)

▼筋ヶ浜処理区 岬之町、あるかぼーと

▼山陰処理区 椋野町一～三丁目、椋野上町、大字椋野、藤ヶ谷町、一の宮本町二丁目、一の宮住吉二・三丁目、一の宮町四丁目、一の宮東町三丁目、東勝谷、前勝谷町、楠乃五丁目、大字田倉、田倉御殿町一・二丁目、秋根西町二丁目、秋根上町一～三丁目、形山町、大字形山、形山みどり町、大字有富、大字石原、伊倉町一丁目、川中本町二丁目、稗田西町、富任町五・八丁目、安岡町一・二・四丁目、横野町一丁目

▼山陽処理区 長府浜浦町、長府逢坂町、長府川端一・二丁目、長府安養寺一・四丁目、長府珠の浦町、長府中土居本町、長府四王司町、長府松小田中町、王司上町二・五丁目、王司神田五丁目、小月駅前一丁目、小月茶屋一丁目、小月杉迫一・二丁目、小月本町一・二丁目、小月市原町、小月宮の町、小月西の台、小月小島二丁目、王喜本町一～六丁目

▼川棚小串処理区 川棚塩田・中央2区・松谷、小串上石堂

●供用開始に伴う区域図の縦覧
園3月13日～26日 園上下水道局5階、北部事務所 園下水道の供用と下水処理の開始区域図

●供用開始の説明会
園新たに下水道が利用できる区域に土地を所有している方、新たに

市税の納め忘れはないですか?

市税は市の重要な財源です。納められた市税は、市民の皆さんの生活環境や福祉の向上に役立てられています。

【どうして納税するの?】

市内各金融機関、納税課、各総合支所などで納税できます。納税には、手間が省けて納め忘れのない口座振替が便利です。通帳、印鑑(通帳の届け出印)、納税通知書を持参して、預貯金口座のある金融機関で手続きを。



【夜間や休日に納税したい】

夜間・休日納税窓口を利用してください。市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税が納税できます。納期限の4日前から納期限まで、平日は午後5時15分～8時、休日は午前9時～午後5時に、市役所1階ロビーに開設しています。



【滞納ペナルティ】

督促状を送付します。督促状の送



付があると、税金に加え、督促手数料100円の納付が必要となります。納期限までに納めた人との税負担の公平性を保つために、延滞金も加算されます。

【延滞金が増えます】

納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、次の割合で計算した延滞金が増算されます。



①納期限の翌日から1カ月間：年4・3%(平成25年12月31日まで)

【滞納整理の流れ】

滞納が続く場合、税負担の公平性と市税収入を確保するため、滞納整理に着手します。財産(給与・預貯金などの債権、不動産、自動車、動産)を差し押さえ、不動産、自動車や動産は公売などで金銭に換えて滞納市税に充てることもあります。



- ①催告 督促状を送付しても納税がない場合、文書などで納税を促します。
- ②差し押さえ 催告しても納税がない場合、財産を差し押さえます(下表参照)。差し押さえの際、滞納者の自宅などを捜索することも

下水道が利用できる土地に接する私道と私道に面する土地を所有している方など ※日時などは対象

者に郵送で連絡 園排水設備工事、私道工事、受益者負担金、下水道使用料、水洗便所改造資金利子補

差し押さえ件数(単位：件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
債権	2,138	2,372	2,275
不動産	505	323	288
自動車	4	6	10
動産	8	31	12
計	2,655	2,732	2,585

注：平成24年度件数は12月末現在

給制度
園上下水道局下水道課(☎231-1320)、北部事務所(☎772-4028)

あります。
③公売 インターネット公売を導入して積極的な公売に努めています。
【納期限内の納税に協力を】
市では、市税収納率の向上に努めています。市税を滞納した場合、督促手数料や延滞金が増算され、財産調査(給与照会、預金照会など)や滞納処分を受けることもあります。滞納整理に市税が費やされることによる公共サービスの低下を防ぐためにも、納期限内の納税に協力を。
園納税課(☎231-1170)、収納対策室(☎772-4010)

